

審査チームの構成基準

2011年度適用

本文書は、「認定・審査の手順と方法」の「4.3 審査チームの構成ならびに異議申し立て」にある「審査チームの構成基準」を定めるものである。

1. 審査チームの構成

- (1) 審査長1名および原則として2～4名の審査員で構成する。但し、中間審査または再審査の場合、審査長1名および原則として1名の審査員で構成する。
- (2) 原則として実務経験者を含める。
- (3) 中間審査または再審査の場合、前回審査の審査長または審査員を含むことが望ましい。
- (4) 必要に応じてオブザーバーを加えることができる。但し、中間審査ならびに再審査の場合、原則として「審査員になるための研修者」（「認定・審査の手順と方法」4.3参照）としてのオブザーバーを加えない。
- (5) 1教育機関で複数プログラムの審査を同時に行う場合、認定・審査調整委員会の承認を得て審査員数を増減することができる。

2. 審査長の資格

- (1) 下記3.の審査員の資格を満たしていること。
- (2) 原則として、最近5年以内に審査員または審査長の経験を有すること。

3. 審査員の資格

- (1) 原則としてJABEEの正会員である学協会の会員であること。
- (2) 原則として40歳以上で、当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該分野の技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」、「自己点検書（本文編）」、及び「自己点検書（引用・裏付資料編）」の内容に精通していること。
- (5) 審査員に必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査員倫理を十分にわかまえていること。
- (6) 審査員としての十分な意欲を持ち、JABEEが主催する研修会、あるいはJABEEが承認した、正会員学協会が主催する審査講習会に参加して適切な訓練を受けていること。
- (7) 原則として、新規審査、認定継続審査または変更時審査のオブザーバーとしての経験が1回以上あること。なお、最近5年以内に審査長、審査員またはオブザーバーの経験を有することが望ましい。

以上